

第 39 回小児保健セミナー

こども家庭庁設立とこれからのこども支援

伴走型相談支援事業とはぐくみセンター (こども家庭センター)

森 浩也 (豊中市役所)

I. はじめに

令和 6 年改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めるとともに、妊産婦や子ども家庭の支援ニーズに応じてサポートプランを作成して確実に支援につなぐことが示された。

豊中市においては、相談体制の強化と新たな支援メニューの企画・提供を行い、できるだけ早期に支援が必要な妊産婦・子育て世帯、子どもを発見し、確実な支援につなげていくための体制整備が必要と判断し、令和 6 年 4 月の法施行に先駆け、令和 5 年 4 月 1 日こども家庭センター（本市でははぐくみセンター）を設置した。

II. 豊中市の概要

豊中市は、大阪府の中央部北側に位置し、東は吹田市、西は尼崎市、伊丹市、南は大阪市、北は池田市、箕面市に接した、面積 36.60km²。早くから郊外住宅地として発展し平成 24 年度に中核市に移行した。人口は 399,179 人、世帯数は 18,070 世帯（令和 5 年 10 月 1 日現在）、0 歳から 17 歳までの児童数は 65,604 人でここ数年は横ばいである。出生数 3,159 人（令和 3 年）、出生率（人口千対）は 7.9 で、全国平均 6.6 と比べて高い。高齢化率は約 26.3% である。

令和 4 年度の妊娠届出数は、3,083 件で医療職による全数面接を実施、出産後の乳児家庭全戸訪問事業（新

生児訪問またはこんにちは赤ちゃん事業）では、生後 4 か月までの乳児のいる 3,095 家庭を訪問し、面談率は 98.4% である。

III. はぐくみセンターの設置

はぐくみセンターの概要（図 1）

はぐくみセンターは、すべての妊産婦・子ども・子育て家庭に寄り添い、支援を実施することを目的に 3 つのポイント掲げて取り組んでいる。

ポイント①『ライフステージに寄り添う切れめのないポピュレーションアプローチを実践』

妊娠前からの相談や、平成 22 年から実施している妊娠届出時の医療職による全数面接で、誰ひとり取り残さない支援をスタート。妊娠 7 か月アンケート実施や出産後は、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等で全数把握とニーズに応じた支援として伴走型相談支援に取り組んでいる。また、各種講座等の開催に加え、児童発達支援やこども・教育の総合相談などを充実させて支援を展開している。

ポイント②『一人ひとりのニーズに応じ、確実に支援を提供』

家事支援や一時預かりなどの子育て・子育て支援メニューを、質・量・種類ともに充実させ、サービスの「利用しやすさ」を向上させることとし、サービスの創出に取り組んでいる。支援を必要とする子育て家庭には、合同会議を開催し、児童福祉・母子保健・教育の視点で協議のうえ専門職チームがサポートプランを作成し、支援を提供している。

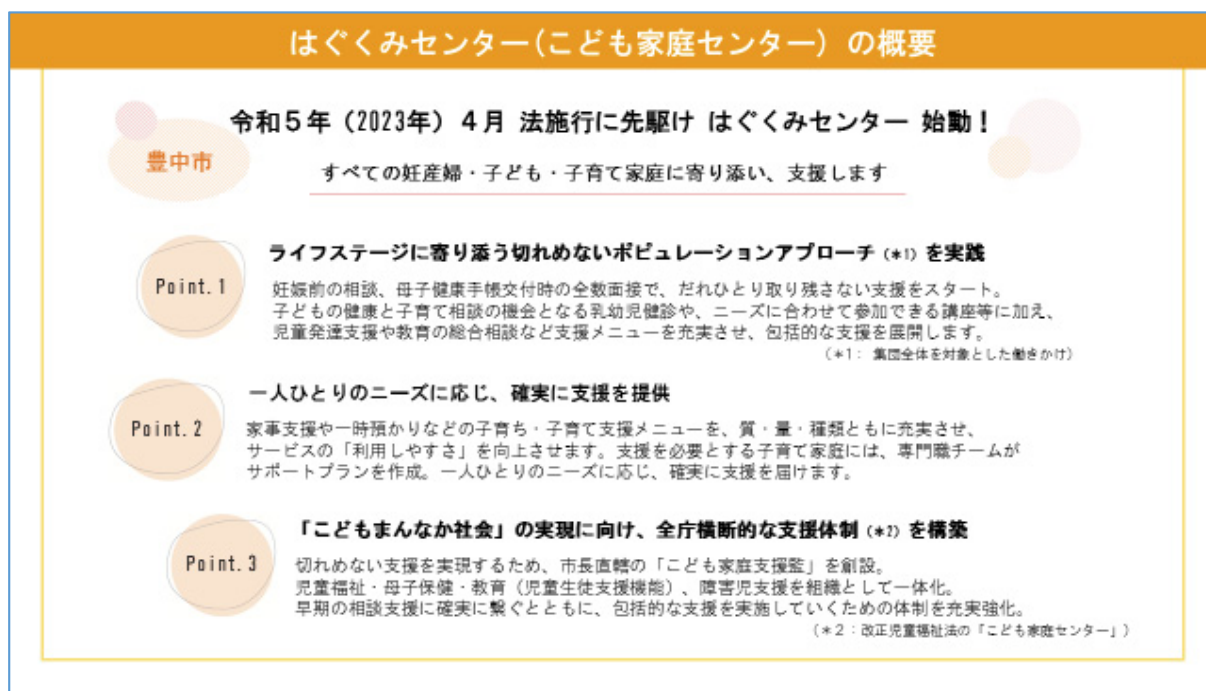


図 1

ポイント③『「こどもまんなか社会」の実現に向け、全庁横断的な支援体制を構築』

切れ目ない支援を実現するため、市長直轄の「こども家庭支援監」を創設した。

児童福祉・母子保健・教育(児童生徒支援機能)、障害児支援を組織として一体化し、早期の相談支援に確実に繋ぐとともに、包括的な支援を実施していくための体制を充実強化した体制づくりを行った。

IV. 主な取り組み

1. 全庁横断的な支援体制の構築～児童福祉・母子保健・教育・障害児支援～(図2)

はぐくみセンターの設置にあたり、おやこ保健課、こども安心課、こども支援課、児童発達支援センター、児童生徒課を配置した。おやこ保健課は、これまで保健所にあった母子保健担当部門をこども未来部に組織機構を変更した。また、地域の障害児支援の中核施設である児童発達支援センターも同課に位置づけ、障害児の早期発見、切れ目のない支援の効果的な実施につなげている。こども安心課は、社会福祉職員等が中心となり子どもの育ち・家庭をサポートする、中核的な存在であり、統括支援員を配置している。こども支援課は、支援サービスの企画・提供や地域子育て支援センター機能を担うとともに、こども総合相談にも対応している。

また、教育委員会の児童生徒課職員にはぐくみセンター兼務辞令を発令し、教育・学校との連携強化を図っていることが特徴的である。

はぐくみセンター各課がこれまでの単なる連携ではなく、さらに一歩進んだ一体的な対応で子育て家庭を包括的に支援していく体制を構築した。

2. 伴走型相談支援とライフステージに寄り添う切れめのない支援(図3)

はぐくみセンターは、ポピュレーションからハイリスクまで、すべての妊産婦・子育て家庭・子どもを対象に、妊娠前から子育て期にわたり寄り添った切れ目のない支援を行っている。伴走型相談支援としての、妊娠期の面談や出産後の面談と出産子育て応援金の経済的支援は、すべての妊産婦や子育て家庭を対象とし予防的なアプローチの入り口となって機能している。

また、児童福祉・母子保健・障害児・教育分野をセンターに含めたことで、円滑な連携が進み、妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、これまでより一歩進む一体的な支援に取り組めるようになった。

さらに、これまででは、見守る形での支援で終始せざるを得ないケースも多かったが、はぐくみセンターとしてサービスの創出に取り組んでいること、サービスの利用についてサポートプランを作成することにより、利用勧奨を確実に履行する点がこれまでとの大きな変

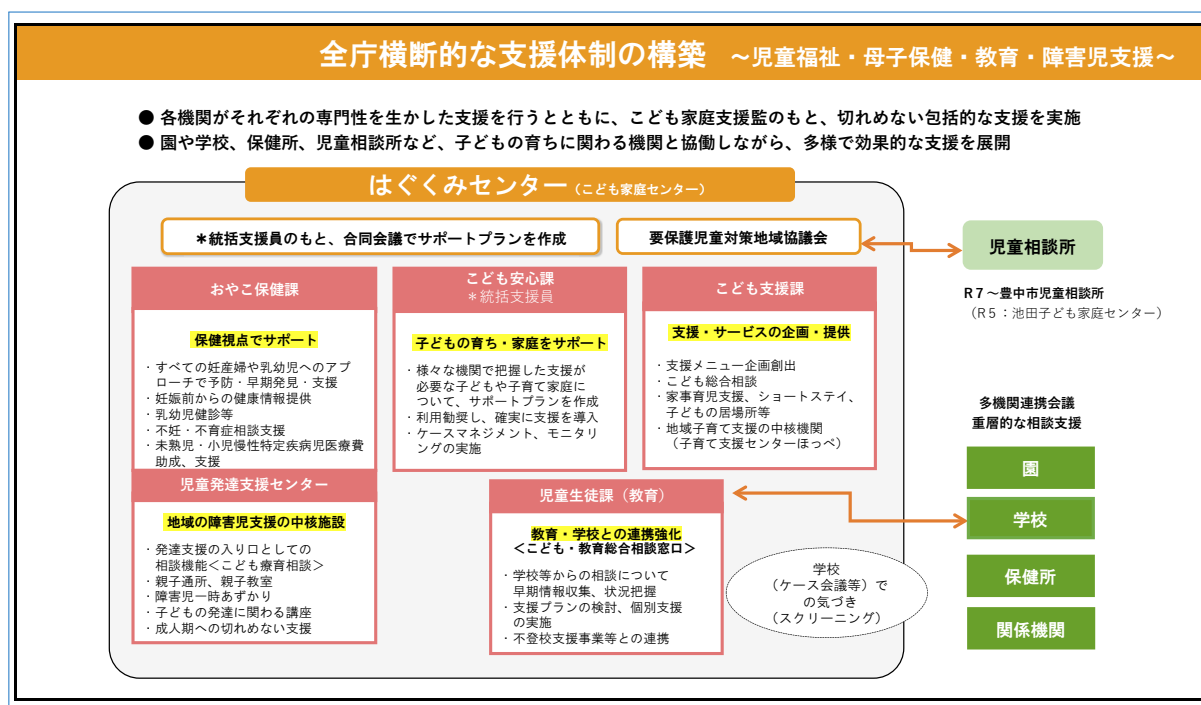


図 2

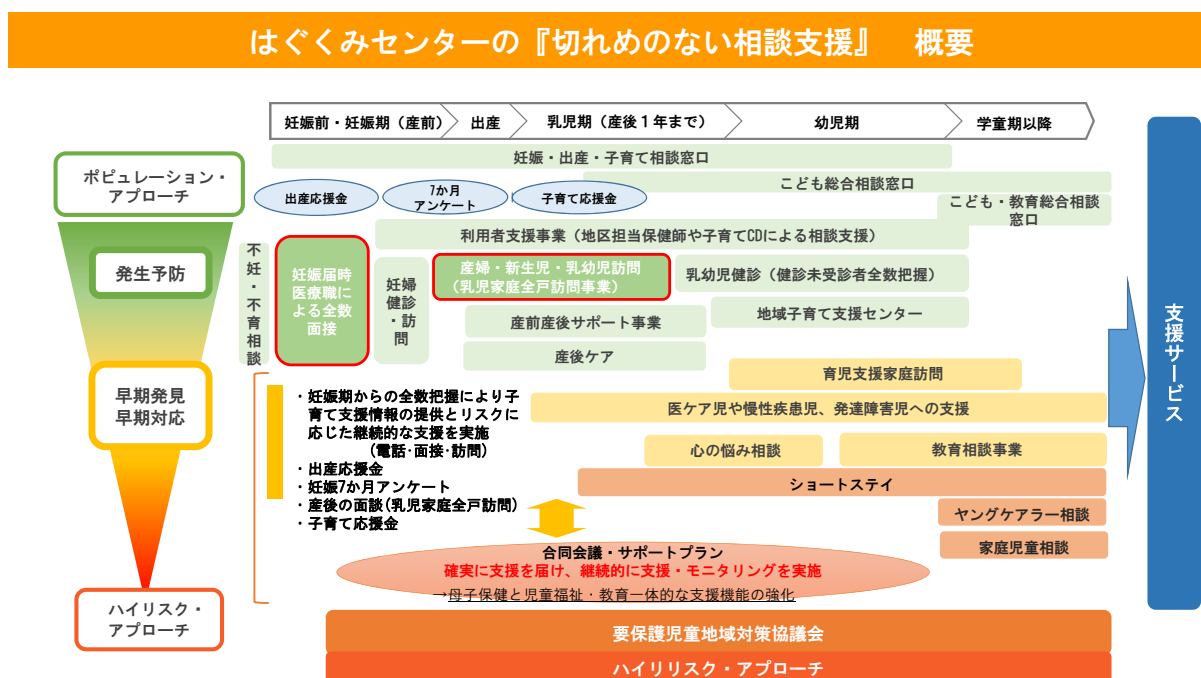


図 3

更点である。

3. 相談窓口の一体的運営（図 4）

各相談窓口が、相互に情報共有・連携し、一元的な情報管理と包括的な支援を実現するために、子ども家庭支援システムを導入した。このシステムでは、住基

システムをはじめ、健診履歴や児童手当、保育施設の入所入園の他、はぐくみセンター各課の相談支援記録など情報を連携し、支援の迅速化や予防的な支援の強化をめざしている。

相談受理課がいったん相談を受け止めたうえで、包括的支援が必要と思われる相談があった場合、システ

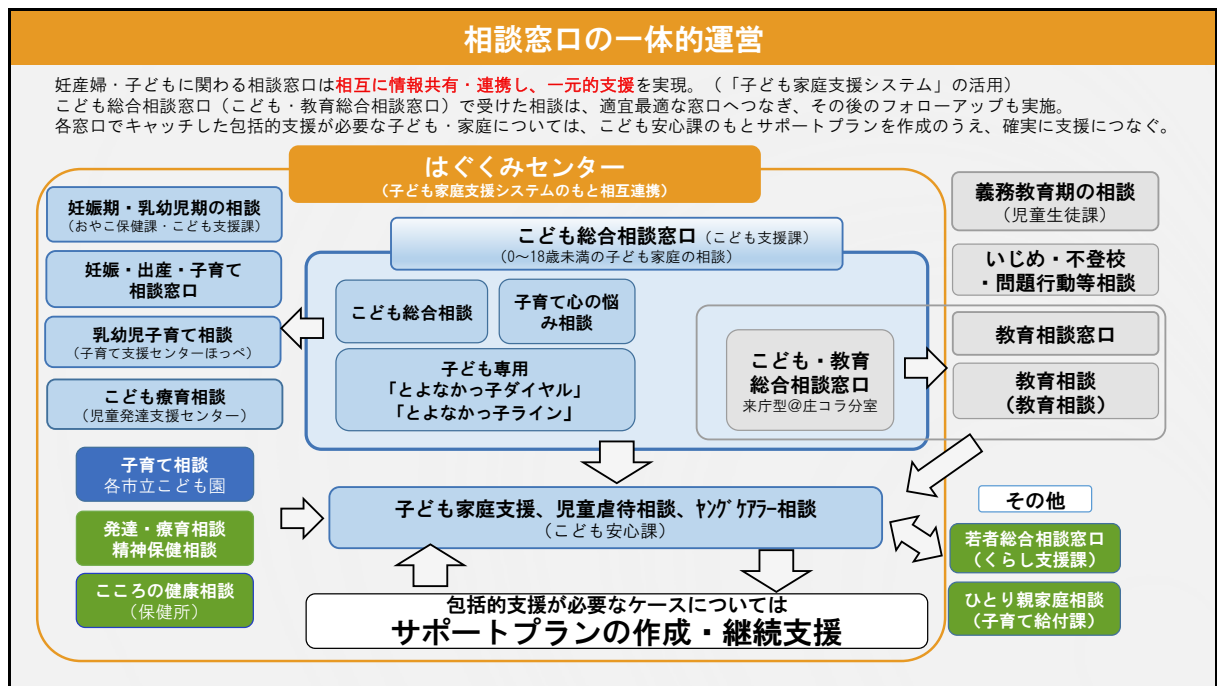


図 4

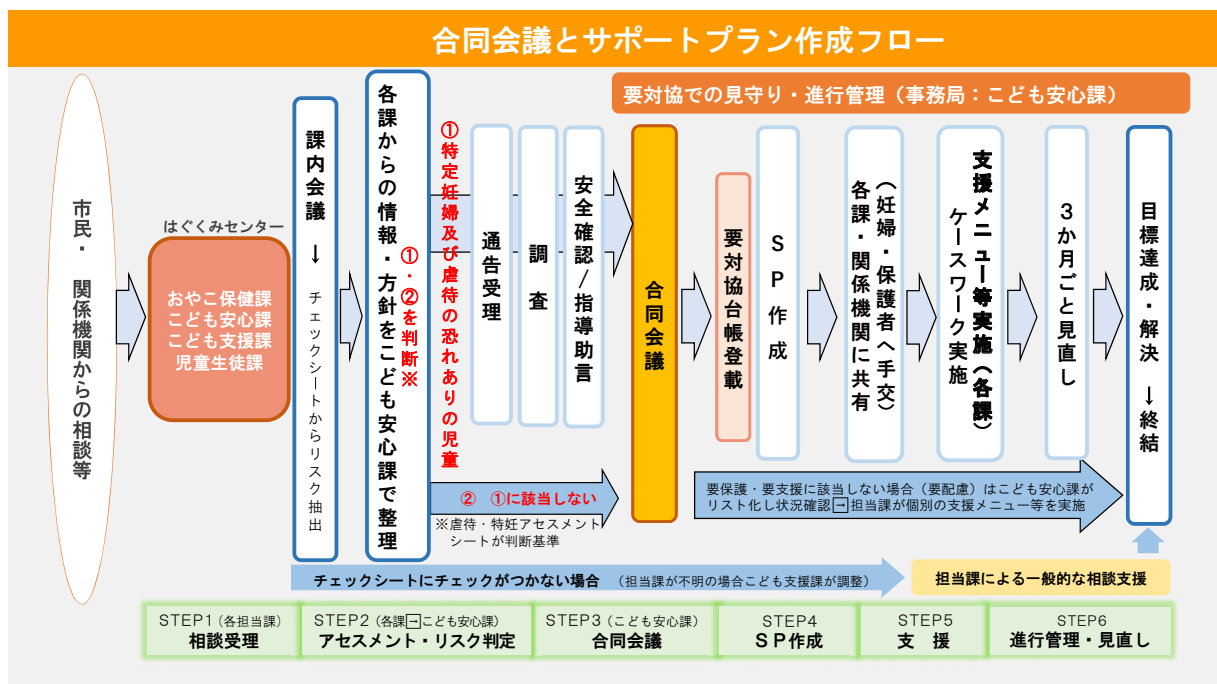


図 5

ム情報をもとに各課の専門職員が連携して対応している。

4. 合同会議とサポートプラン作成フロー（図5）

はぐくみセンター各課が各種相談等で包括的な支援が必要な子育て家庭を把握した際に、センター各課で構成する合同会議に諮る。各課からの相談について、

まず、こども安心課が児童虐待の疑いがあるケースで速やかに安全確認等を行う必要があるかどうかをチェックし、必要に応じた対応を行う。その後、要保護児童台帳の登載等を行い個別支援会議を開催するとともに、合同会議でサポートプランを作成する。虐待疑いのないケースの場合は隔週で開催する合同会議において支援方針を検討し、サポートプランを作成する。

サポートプランには、保護者がめざす子育ての内容や困りごと、支援者が心配していること、めざしたいこと、支援機関名と担当者、各種サービス等を記載した具体的プラン、達成状況などを記載している。

合同会議は市内の北部・中部・南部の3地区ごとに開催し、各地区で児童福祉・母子保健・教育の担当者が参加し、統括支援員を中心にサポートプランの検討を行うとともに、プランの見直しを3か月毎に行っている。

会議の開催方法やサポートプランの様式等は、今後、国のガイドライン等を参考に改善予定である。

また、現在は、要保護児童対策地域協議会の台帳に登載している特定妊婦、要支援児童及び要保護児童からサポートプランを作成しているため、保護者との関係構築が難しいケースが多いため手交の方法については検討が必要である。

V. 結果および考察

はぐくみセンターをスタートさせて、7か月経過したところであり具体的な成果はまだ明確ではないものの一番改善された点として、時間をかけることなく支援方針の決定ができるようになったことがあげられる。これまで、児童福祉・母子保健、それぞれで相談を受けて支援を行い、連携対応していた。しかし、寄り添いの視点で関わる母子保健と虐待の視点から関わる児童福祉との間で、支援方針が定まらず決定までに時間を要することが多くあった。支援を必要とする子ど

もや家族については、関わり方によって、違った姿を見せることはよくあり、母子保健と児童福祉の見立ての相違は当然である。しかし、虐待対応においては、支援方針決定に時間をかけることによって初動が遅れ、取り返しがつかない事態を招くことになる。そういったことから、母子保健業務をこども部局へ業務移管したことの意義は大きい。その他、①伴走型相談支援等を通じ、予防的なアプローチから早期に支援が必要な対象を把握し、センター内での協議や継続した子育て支援サービスへの支援がタイムリーに提供できること、②リスクが低いケースから児童福祉・母子保健で情報共有することにより、支援メニューを創出するためのニーズを把握できるようになったこと、③各課の対応状況の見える化ができ、連携した対応が進めやすくなった、④重層的支援整備事業の社会福祉法第106条の6に規定された、支援会議（本市では多機関連携会議）との連携がスムーズになったことがあげられる。

一方、課題としては、①要保護児童対策地域協議会と合同会議のケース管理方法や効果的な運営、②支援メニューの拡充、③人材育成である。

VI. ま と め

すべての妊産婦・子育て世帯・子どもが健やかに育つ社会を実現するために、引き続き、はぐくみセンターにおいてニーズに応じた切れ目のない支援の提供に努めていくことが必要であり、今後、国の方向性も見据えながら取り組みの充実を図っていきたい。